

第 9 期

男鹿市分別収集計画



令和元年5月

秋田県男鹿市

男鹿市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	3
3. 計画期間	3
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	4
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	5
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	7
(資料1) 各年度の容器包装廃棄物の量の見込みの算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
分別収集に必要な施設計画 (排出段階)、(運搬段階)	11
分別収集に必要な施設計画 (中間処理段階)	12
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	12

1. 計画策定の意義

本市は、海と山、そして湖と変化に富んだ豊かな自然の恵みと歴史を受け継ぎながら、生命を育み、今日の男鹿の礎を築いてきた。

しかし、経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させ、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。

このことから、本市では、可能な限りごみの発生を抑制する一方で、排出される不用物は再使用やリサイクルにより社会に循環させるとともに、十分環境に配慮した循環を基調とした資源循環型社会の構築に向けて、各種施策に取り組んでいる。

平成20年4月には、広域ごみ処理施設「八郎湖周辺クリーンセンター」が稼働し、資源化処理施設（リサイクルセンター）も併設され、ごみの大半の一元的処理が可能となったため、ごみ処理の効率化や適正化とリサイクルの推進により、資源循環型社会の構築に向けて一定の効果を上げている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中でも大きな割合を占め、かつ、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・排出抑制、リユース・再使用、リサイクル・再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)を基本とした地域社会づくりを推進する。
- 再生利用(Recycle)等を基本とした地域社会を形成するにあたっては、できるだけ市民に負担のかからない適正かつ効率的な方法で推進する。
- 市民、事業者、行政等、全ての関係者が一体となって取り組み、ごみの排出抑制と資源再利用を推進し、循環型社会システムを構築する。
- 不法投棄パトロールの強化により、不法投棄の根絶を図り、環境負荷の低減と環境美化を推進する。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、その他として、古紙類（古新聞、雑誌・雑紙類）も分別収集により資源化を図るほか、ペットボトルキャップ及びプルタブについても拠点回収する。。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
容器包装廃棄物	1,361 ^t	1,328 ^t	1,293 ^t	1,261 ^t	1,226 ^t

《容器包装廃棄物排出量の見込み内訳》

(法第8条第2項第1号)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
容器包装廃棄物		1,361 t	1,328 t	1,293 t	1,261 t	1,226 t	6,469 t
缶	主としてスチール製の容器	45 t	44 t	42 t	41 t	40 t	212 t
	主としてアルミ製の容器	53 t	52 t	51 t	49 t	48 t	253 t
ガラス容器	無色容器	65 t	63 t	61 t	60 t	58 t	307 t
	茶色容器	117 t	114 t	111 t	108 t	105 t	555 t
	その他容器	35 t	34 t	33 t	33 t	32 t	167 t
紙製容器	飲料用容器	42 t	41 t	40 t	39 t	38 t	200 t
	ダンボール製	81 t	79 t	77 t	75 t	73 t	385 t
	その他の紙製容器	235 t	230 t	224 t	218 t	212 t	1,119 t
プラスチック	PET製容器	58 t	56 t	55 t	54 t	52 t	275 t
	白色トレイ	17 t	17 t	16 t	16 t	15 t	81 t
	その他のプラスチック容器	613 t	598 t	583 t	568 t	553 t	2,915 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 廃棄物対策協議会による資源再生利用の検討

一般廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の総括事項について協議検討する。

(2) 市ホームページや広報誌等による啓蒙普及と530(ごみゼロ)運動の推進

過剰包装の抑制、無料レジ袋の削減に向けたマイバッグ持参の推奨、容器包装リサイクル法の趣旨やごみ減量化の必要性を、市ホームページや広報誌等により随時啓発し、530(ごみゼロ)運動を推進する。

(3) 不法投棄監視員制度の活用

不法投棄の防止を図るため、監視活動を強化するとともに、ごみの適正処理減量化、資源再生利用のために地域の啓発活動を推進する。

(4) 古着リサイクル事業の推進

家庭から排出される古布・古着を拠点回収し、ごみ減量化と資源の有効利用に努め、ごみの減量化を図るとともに処理経費等の軽減を図る。

(5) 生ごみ処理講習会の開催と生ごみ処理機(器)の購入費補助

家庭から排出される生ごみの自己処理を推進し、減量化を図るとともに、堆肥としての有効利用を促進するため、EM菌による生ごみ処理講習会を開催し、生ごみ処理機(器)の購入に対して補助を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装

廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画等並びに収集に係る業者の収集機材及び選別施設等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び区分は、下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		排出の基準	備考
主としてスチール製の容器	缶類		中身を全部出して、軽く水洗いして出す。	
主としてアルミ製の容器			〃	
主としてガラス製の容器	びん類	無色	中身を全部出して、軽く水洗いして出す 栓、ふたは取る。	
		茶色	〃	
		その他	〃	
主として段ボール製の容器	古紙(段ボール)		折りたたみ、紙ひもで結ぶ。 金具やガムテープは取る。	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル		中身を全部出して、軽く水洗いして出す キャップは取る。	

その他の資源回収計画

廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準	備考
新聞等	古紙(新聞)	折りたたみ、紙ひもで結ぶ。	
雑誌類	古紙(雑誌類)	重ねて、紙ひもで結ぶ。	
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ	水ですすぎ、シール等をはがす。	拠点回収
プルタブ	プルタブ	プルタブ、アルミボトルキャップ。	拠点回収

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

種 類	分別の区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器	缶 類 (スチール缶)	45 t	44 t	42 t	41 t	40 t
主としてアルミ製の容器	缶 類 (アルミ缶)	53 t	52 t	51 t	49 t	48 t
無色のガラス製容器	びん 類 (無 色)	(合計) 65 t	(合計) 63 t	(合計) 61 t	(合計) 60 t	(合計) 58 t
		(引渡 量) 65 t (独自処理量) t	(引渡 量) 63 t (独自処理量) t	(引渡 量) 61 t (独自処理量) t	(引渡 量) 60 t (独自処理量) t	(引渡 量) 58 t (独自処理量) t
茶色のガラス製容器	びん 類 (茶 色)	(合計) 117 t	(合計) 114 t	(合計) 111 t	(合計) 108 t	(合計) 105 t
		(引渡 量) 117t (独自処理量) t	(引渡 量) 114t (独自処理量) t	(引渡 量) 111t (独自処理量) t	(引渡 量) 108t (独自処理量) t	(引渡 量) 105t (独自処理量) t
その他のガラス製容器	びん 類 (その他)	(合計) 35 t	(合計) 34 t	(合計) 33 t	(合計) 33 t	(合計) 32 t
		(引渡 量) 35 t (独自処理量) t	(引渡 量) 34 t (独自処理量) t	(引渡 量) 33 t (独自処理量) t	(引渡 量) 33 t (独自処理量) t	(引渡 量) 32 t (独自処理量) t
主として段ボール製の容器	段ボール	81 t	79 t	77 t	75 t	73 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペ ッ ト ボ ト ル	(合計) 58 t	(合計) 56 t	(合計) 55 t	(合計) 54 t	(合計) 52 t
		(引渡 量) 58 t (独自処理量) t	(引渡 量) 56 t (独自処理量) t	(引渡 量) 55 t (独自処理量) t	(引渡 量) 54 t (独自処理量) t	(引渡 量) 52 t (独自処理量) t

その他の資源ごみの分別収集見込み量

廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新聞等	古 紙 (新聞)	159 t	155 t	151 t	147 t	143 t
雑誌類	古 紙 (雑誌類)	150 t	146 t	143 t	139 t	135 t
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
プラタブ	プラタブ	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)

別紙 … 算定資料 1 各年度の容器包装廃棄物の量の見込みの算定方法

※令和2年度以降の人口は、過去5年間の平均減少率に基づく推計人口。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の区分	選 別	保 管
主としてスチール製の容器	缶 類 (スチール缶)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
主としてアルミ製の容器	缶 類 (アルミ缶)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
無色のガラス製容器	び ん 類 (無 色)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
茶色のガラス製容器	び ん 類 (茶 色)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
その他のガラス製容器	び ん 類 (そ の 他)	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード
主として段ボール製の容器	古 紙 (段 ボール)	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	業 者 委 託	清掃事務組合リサイクルセンター	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンターストックヤード

その他の資源ごみの分別・収集・運搬・選別・保管体制

分別収集する 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選 別	保 管
新 聞 等	古 紙 (新 聞)	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
雑 誌 類	古 紙 (雑 誌 類)	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
ペットボトル キャップ	ペットボトル キャップ	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場
プルタブ	プルタブ	業 者 委 託	業 者 委 託	民間業者リサイクル工場

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
主としてスチール製の容器	缶 類 (スチール缶)	市指定ごみ袋 (不燃物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
主としてアルミ製の容器	缶 類 (アルミ缶)	市指定ごみ袋 (不燃物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
無色のガラス製 容器	び ん 類 (無 色)	市指定ごみ袋 (不燃物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
茶色のガラス製 容器	び ん 類 (茶 色)	市指定ごみ袋 (不燃物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
その他のガラス 製容器	び ん 類 (そ の 他)	市指定ごみ袋 (不燃物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ
主として段ボール製の容器	古 紙 (段 ボール)	折りたたんで紙 ひもで結ぶ。	ダ ンプ 平ボディ車 軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル工場 へ
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	市指定ごみ袋 (不燃物用)	パッカー車	民間委託業者により 八郎湖周辺清掃事務 組合リサイクルセン ターへ

その他の資源ごみの分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
新 聞 等	古 紙 (新 聞)	折り重ねて 紙ひもで結ぶ	ダ ンプ 平ボディ車 軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル 工場へ
雑 誌 類	古 紙 (雑 誌 類)	重 ね て 紙ひもで結ぶ	ダ ンプ 平ボディ車 軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル 工場へ
ペットボトル キャップ	ペットボトル キャップ	水ですすぎ、シ ール等をはがす	軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル 工場へ
プルタブ	プルタブ	プルタブ アルミボトルキャップ	軽トラック	民間委託業者により 業者リサイクル 工場へ

分別収集に必要な施設計画

(排出段階)

その1

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 排出容器市指定袋	a. 缶類 (スチール缶、アルミ缶) b. ガラスびん (無色・茶色・その他) c. 段ボール d. ペットボトル e. その他 容器包装外 (新聞・雑誌類)	(仕様) 材質：高密度ポリエチレン 容量：大 45 ^{リットル} 小 25 ^{リットル} 種類：不燃・資源兼用	市	・資源物として指定袋でスチール・アルミ混合収集 ・資源物として指定袋で色別しないで混合収集 ・折りたたんで紙ひもで縛る ・資源物として指定袋で収集 ・折りたたんで紙ひもで縛る
2. 収集場所ごみ集積所	a. ~ e.	従来の集積所利用	町内会	市内 710ヶ所

(運搬段階)

その2

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 車両 パッカー車	a. 缶類 (スチール、アルミ)	(仕様) 形式：最大積載量 2,050kg~4,500kg	業者委託	資源ごみとしてパッカー車により、材質混合収集 数量 14台
パッカー車	b. ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	(仕様) 形式：最大積載量 2,050kg~4,500kg	業者委託	資源ごみとしてパッカー車により、色別しないで混合収集 数量 14台
パッカー車	d. ペットボトル	(仕様) 形式：最大積載量 2,050kg~4,500kg	業者委託	資源ごみとしてパッカー車により、収集 数量 14台
ダンプ車 平ボディ車 軽トラック	c. 段ボール e. その他 容器包装外 (新聞・雑誌類)	(仕様) 形式：最大積載量 2t~4t 形式：最大積載量 3t~4t 形式：最大積載量 350 kg	業者委託	資源ごみとして分別収集 ダンプ車 数量 5台 平ボディ車 数量 3台 軽トラック 数量 5台

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 中間処理				
八郎湖周辺清掃事務組合クリーンセンター	a. 缶類 (スチール、アルミ)	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンター及びストックヤード棟 15t/5h×240d=3,600t 破袋機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、圧縮梱包機	八郎湖周辺清掃事務組合	広域清掃事務組合により中間処理後、売払いする。
八郎湖周辺清掃事務組合クリーンセンター	b. ガラス製容器 (無色・茶色 ・その他)	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンター及びストックヤード棟 15t/5h×240d=3,600t 破袋機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、圧縮梱包機	八郎湖周辺清掃事務組合	日本容器包装リサイクル協会が引き取りする。
男鹿清掃興業リサイクル工場ほか	c. 段ボール	男鹿清掃興業リサイクル工場 212.58 m ²	委託業者 4 社	収集業務委託業者、男鹿清掃興業外 3 社が、一定量になってから、売り払いする。
八郎湖周辺清掃事務組合クリーンセンター	d. ペットボトル	八郎湖周辺清掃事務組合リサイクルセンター及びストックヤード棟 15t/5h×240d=3,600t 破袋機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、圧縮梱包機	八郎湖周辺清掃事務組合	日本容器包装リサイクル協会が引き取りする。
男鹿清掃興業リサイクル工場ほか	e. その他 容器包装外 (新聞・雑誌類)	男鹿清掃興業リサイクル工場 212.58 m ²	委託業者 4 社	収集業務委託業者男鹿清掃興業外 4 社が、一定量になってから、売り払いする。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第 8 条第 2 項第 7 号)

- 男鹿市廃棄物対策協議会で廃棄物の減量化や分別収集について協議し、推進体制を整備する。
- 町内会、婦人会等市内各種団体へ、分別収集の徹底を依頼する。
- 容器包装を販売、使用する事業者到店頭回収等の自主回収と資源化を進めるよう協力を依頼する。
- 平成 28 年度から、市役所本庁と各出張所等、9 か所に設置した回収ボックスにより、ペットボトルキャップとプルタブの拠点回収を開始した。